

## RDFボイラー施設の稼動に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と北海道地域暖房株式会社（以下「乙」という。）は、乙が札幌市厚別区厚別東3条1丁目1番に設置するRDFボイラー施設（以下「RDFボイラー」という。）の稼動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、RDFボイラーから排出されるダイオキシン類の基準値及び必要な措置等を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （基準値）

第2条 乙は、RDFボイラーから大気中に排出される排出ガス並びに焼却灰及びばいじん（以下「焼却灰等」という。）に含まれるダイオキシン類について、次表に掲げる基準値を超えないものとする。

項目	基準値
排出ガスに含まれるダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
焼却灰等に含まれるダイオキシン類	3ng-TEQ/g

### （測定）

第3条 乙は、RDFボイラーの排出ガス及び焼却灰等について、次表のとおり測定を行うものとする。

項目	測定回数	測定方法
排出ガスに含まれるダイオキシン類	年1回以上	環境省令で定める方法
焼却灰等に含まれるダイオキシン類	年1回以上	環境省令で定める方法

2 乙は、前項の規定により測定を行ったときは、その結果を環境計量士の証明付きの書面により、速やかに甲に報告するとともに、乙において3年間保存するものとする。

### （情報公開）

第4条 乙は、前条の測定結果を公開する体制を整備するものとする。

2 乙は、地域住民から要求があった場合は、前条の測定結果を速やかに開示するものとする。

### （改善措置等）

第5条 乙は、第2条で定める基準値を超えるダイオキシン類を含む排出ガス及び焼却灰等を排出した場合は、RDFボイラーの稼動を停止した上で原因を調査し、適切な改善措置を講じるとともに、その結果を甲に報告するものとする。

### （事故時の措置）

第6条 乙は、RDFボイラーの故障、破損その他の事故が発生しないよう施設の運転管理・維持管理に最善を尽くすものとし、万一、ダイオキシン類が大気中に多量に排出されるおそれがある事故が発生したときは、直ちに、RDFボイラーの稼動を停止し、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の事故が発生した場合には、乙は、直ちに、その事故の状況を甲に通報しなければならない。

3 甲は、第1項に規定する事故が発生した場合は、乙に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを指導することができるものとする。

### （立入調査）

第7条 甲は、生活環境の保全を図るため必要があると認められるときは、乙に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、乙の施設に立ち入り、RDFボイラーその他の物件を調査させることができるものとする。

### （その他）

第8条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年11月29日

甲 札幌市  
代表者 市長 桂 信雄



乙 北海道地域暖房株式会社  
代表取締役社長 土田 龍二

